**軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請について**

１．軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給とは

　　あま市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入（修理）費用の一部の助成を行います

２．申請

　　軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金の支給を受けるには、購入前に申請をしていただく必要があります。

　　申請書類を提出いただいた後、支給の対象となる場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定通知書をお送りします。

　○申請に必要な書類

　　①あま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業申請書

②あま市軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成についての意見書

③補聴器業者が作成した見積書

④印鑑

⑤市民税所得割額の確認できる書類 （あま市で確認できない場合に限る）

３．購入・修理

補聴器業者にて、補聴器の購入又は修理をしてください。完了後、領収書を必ずもらってください。

４．請求

　　　助成決定通知書に記載された助成額を、助成金請求書においてあま市に請求してください。

　○添付書類

　　・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金請求書

　　・補聴器の領収書又はその写し

５．注意事項

　　事前申請の制度ですので、購入後は対象になりません。

ご購入前にご相談ください。

▶問合せ先

　あま市役所 社会福祉課 障害福祉係（甚目寺庁舎 の窓口）

　住所：〒490-1198　あま市甚目寺二伴田７６番地

　電話：052-444-3135（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）